

文化審議会国語分科会日本語教育小委員会
日本語教育能力の判定に関するワーキンググループ 第4回議事録

令和元年9月9日(月)
13時00分～15時00分
旧文部省庁舎2階文化庁第2会議室

〔出席者〕

(委員) 井上委員, 神吉委員, 小林委員, 辻委員, 戸田委員, 野田委員, 浜田委員 (計7名)
(文化庁) 高橋国語課長, 津田日本語教育専門官, 増田日本語教育専門職, 北村日本語教育専門職,
松井日本語教育専門職ほか関係官

〔配布資料〕

- 1 第3回日本語教育能力の判定に関するワーキンググループ議事録(案)
- 2 日本語教育能力の判定に関する検討事項
- 3 日本語教育能力の判定に関するワーキンググループの検討状況(案)
- 4 日本語教師の資格の仕組みイメージ(案) 議論のためのたたき台

〔参考資料〕

- 1 日本語教育能力の判定に関するワーキンググループの進め方について
- 2 日本語教育能力の判定に関する基本的な考え方—第18期日本語教育小委員会における審議経過の概要—
- 3 教育実習について(「日本語教育人材の養成・研修の在り方について」改定版より抜粋)
- 4 教育実習実施機関における受講の仕組みイメージ(案)
- 5 令和2年度文化庁の日本語教育関連概算要求の概要

〔机上配布資料〕

- 1 日本語教育の推進に向けた基本的な考え方と論点の整理について(報告) (平成25年2月18日)
- 2 日本語教育の推進に向けた基本的な考え方と論点の整理について(リーフレット)(平成25年2月18日)
- 3 日本語教育の推進に当たっての主な論点に関する意見の整理について(報告)(平成26年1月31日)
- 4 日本語教育人材の養成・研修の在り方について(報告) 改訂版 (平成31年3月4日)

〔経過概要〕

- 1 事務局から配布資料の確認があった。
- 2 事務局から, 配布資料2「日本語教育能力の判定に関する検討事項」及び配布資料3「日本語教育能力の判定に関するワーキンググループの検討事項(案)」, 配布資料4「日本語教師の資格の仕組みイメージ(案) 議論のためのたたき台」の説明があり, 検討事項8の試験の一部免除の導入の可能性, 検討事項9の更新講習(仮)の考え方, 検討事項10の現職の日本語教師(初任・中堅)・日本語教育コーディネーターに対する研修の推進・拡充, 検討事項11の日本語教師の資格の社会的な位置づけについて意見交換を行った。
- 3 事務局から配布資料5「令和2年度文化庁の日本語教育関連概算要求の概要」について報告し, 質疑応答を行った。
- 4 資料説明等の内容は以下のとおりである。

○野田座長

ただいまから第4回日本語教育能力の判定に関するワーキンググループの会議を開会いたします

す。今日は交通機関が乱れている中、全員に集まってお話しいただきまして、本当にありがとうございました。今日が最後のワーキンググループになりますので、よろしくお願いいたします。

配布資料1の前の議事録ですが、御確認いただきまして、変更が必要な点がありましたら、9月16日月曜日までに御連絡くださるようお願いいたします。なお、最終的な議事録の確定は座長に御一任いただければと思います。

本日の検討事項ですが、議事次第にもありますように、8.試験の一部免除の導入の可能性、9.更新講習の考え方、10.現職の日本語教師・日本語教育コーディネーターに対する研修の推進・拡充、11.日本語教師の資格の社会的な位置付けの4点を予定しています。時間も限られていますので、皆様、円滑な審議に御協力をよろしくお願いいたします。

それではまず8、試験の一部免除の導入の可能性について検討を始めたいと思います。事務局から資料の説明をお願いします。

○増田日本語教育専門職

配布資料3「日本語教育能力の判定に関するワーキンググループの検討状況(案)」の15ページをお開きください。「8.試験の一部免除の導入の可能性」について御説明させていただきます。

まず、「(1) 資格要件として試験受験を必須とすることでよいか」の部分については変更ありません。試験受験を条件とすべきということに一致したものと理解しております。

「(2) 大学(主専攻・副専攻)・民間養成研修に、試験一部免除を導入するか」に変更がございました。一つ目の御意見としては、試験の免除は行わないこととしてはどうかというものです。御意見の内容を御説明します。一つ目ですが、試験の一部免除は行わず、公認日本語教師となる者は、一律に試験を受け合格した者とすべきではないか。

二つ目が、大学の日本語教師養成課程については、教育内容を含めて大学の裁量に任されており、ばらつきが大きい現状があることから、主専攻の課程に対して試験免除とすることは、資格の質の観点から適切ではないのではないかと。

三つ目です。主専攻を試験免除にすることについては、教員免許や他の国家資格の試験免除となる課程に比べ、時間数が短すぎるのではないかと。

四つ目です。大学の主専攻は、必ずしも実践家としての日本語教師を養成することを目指すものばかりではないことから、一律に試験免除とすることには問題があるのではないかと。

五つ目です。一定の質を担保する観点から試験受験を原則とする以上、全部免除は行うべきではないのではないかと。

次です。公的な資格として位置付けるのであれば、試験受験者に対する公平性の観点から、特定の機関団体を優遇することなく、ひとしく開かれた制度とすることが必要ではないかと。試験免除については、公認日本語教師制度開始後、試験合格率や日本語教師としての就職率等の実績を踏まえつつ慎重に検討していくことが適切ではないかという御意見です。

続きまして、試験の一部免除を検討してはどうかという御意見です。一番下から読みます。文化庁の届出受理研修については、一定の質が担保されていると考えられることから、一部免除としてよいのではないかと。16ページの一番上です。シニアや育児を終えた女性など、多様な背景を有する者が日本語教師として活躍することが想定されることから、日本語教師の養成には多様なルートを確保しておくことが重要である。中でも文化庁届出受理研修は、その修了者の多くが法務省告示日本語教育機関の教員となっているという実績もあることから、一部免除を検討するのが適切ではないかと。

三つ目です。大学(主専攻・副専攻)も文化庁届出受理研修においても、必須の教育内容を踏まえた教育内容が最低限実施されていることが確認できる場合は、試験の一部免除を検討してよいのではないかと。次です。一部免除の範囲にもよるが、必須の教育内容のうちの基礎的な要素に関する問題についてのみ免除を行い、より深い内容や周辺知識を問う問題等は、公認日本語教師としての

資質・能力を担保する観点から試験を受けるということが適当ではないか。

次は、試験の全部免除を検討してはどうかという意見です。一つ目、大学の場合、主専攻45単位以上と副専攻26単位以上とがある。両方を同一条件にするのは適当ではないのではないか。主専攻修了者は、試験免除にしてはどうか。

二つ目です。資格の制度を構築する上で、大学において将来的な日本語教育の研究者層の厚み・深みを生み出し、日本語教育の実践的・学問的な位置付けを高めていくことについても考慮すべきではないか。三つ目です。公認日本語教師になる者は、今後、教員免許と同様に、大学の主専攻で養成されるようにしていくことが望ましいことから、大学の主専攻は試験免除としてはどうか。このように、意見が三つに分かれております。

最後になりますが、「(3) 試験の一部免除を行う場合、一部免除を行う範囲について」も御意見を頂きました。一つ目です。仮に試験免除を行う場合、質を担保する観点から、教育内容や教員要件などについて一定の要件を定めた上で、審査等を行う必要があるのではないか。

二つ目です。試験の範囲については、「日本語教育人材の養成・研修の在り方について(報告)」で示された「必須の教育内容」に基づくものとし、日本語教師の養成段階で求められる基礎的な内容に限定されるべきとしていることから、大学等で実施されている日本語教育課程の教育内容の分析を踏まえ、一部免除が可能となる範囲を決めることが適当ではないか。検討事項8については以上です。

○野田座長

ありがとうございます。今説明していただきましたように、前回のワーキンググループで検討したときに意見が分かれていました。三つですね。大きく分けると、まず免除をするかどうかを検討しました。2名の委員が免除は行わない方がいいという御意見。4名の委員が免除を行ってはどうかという御意見だと理解しました。それから、免除を行う場合について、4名のうち、一部免除という方が2名、全部免除という方が2名と完全に意見が分かれています。今の段階では私の意見は申し上げませんが、そのような状況です。

前回のワーキンググループでは、それぞれの御意見について、説得力のある理由を考えてきていただきたいと申し上げました。それについて、また、前回から御意見が変わったという方もいらっしゃるかもしれませんが、そういうことも含めて議論をしていきたいと思っております。どなたからでも結構ですが、いかがでしょうか。神吉委員。

○神吉委員

私は、試験免除はしない方がいいという意見です。主専攻・副専攻、それから420時間研修を含めて、いろいろな教育内容があると思いますが、この「日本語教育人材の養成・研修の在り方について(報告)」に示された必須の教育内容を踏まえている、ここを押さえているということに関して質は同じだと考えられると思います。一方で、今、免除の議論になっている試験も必須の教育内容の項目について判定をするものであるということですので、どのルートを通ってきても、この必須の教育内容の判定というレベルに関しては差がないはずですね。制度としては同じところに立っているということで、試験免除というのは行わない方がいいと思っています。

○野田座長

ありがとうございます。議論をこの三つに分けていますので、この順番で御意見を頂いた方が整理しやすいかと思っておりますので、試験免除を行わないということについて、井上委員、お願いします。

○井上委員

私も試験の免除は行わないという立場です。ここに挙げられている幾つかの項目が全部当てはま

るように思いますが、私個人の経験からしても、一律に行われる試験に合格したということが日本語教師になった際の大きな自信になっているわけです。それがこれから、国が認めた試験ということになると、なお一層その意味合いというのは強くなるのではないかと思います。そういう私の個人的な背景から考えてきたのですが、日本語学校という採用する側からしてみると、養成課程を修了した人に対しても、現在の日本語教育能力検定試験の合格を求めるケースが非常に多いように思います。少なくとも私どもの学校の場合、採用の際に条件付けているわけではないのですが、養成課程終了プラス日本語教育能力検定試験合格というパターンで採用されるケースが多くなっています。大学の主専攻であっても、採用するときには試験の合格を奨励あるいは強く求める日本語学校もあると聞いています。それはなぜかということ、一定の試験に合格していることによって教育機関における地位が高くなると思いますか、給料を上げられるというのですね。つまり、採用側としては、検定試験合格を非常に重く見ているということの現れだと考えられます。

大学等で日本語教育を専攻し、単位を履修したということでは、試験の合格という一定のラインを越えたことと同列とはなかなか見なされないと思います。公的な資格としては、最低限の知識の確認として試験に合格したということが、最も公平公正で分かりやすい基準になると考えます。

○野田座長

ありがとうございます。それでは順番にということで、次に試験の一部免除を検討してはどうかという御意見を理由も含めてお願いしたいと思います。辻委員、お願いします。

○辻委員

私どもの学校のことを申し上げて恐縮ですが、日本語教師が200人近くおります。その中で、主専攻の方は10人にも満たない。副専攻を併せて、そして大学院の方たちを併せてやっと20人弱というような状況で、将来像を描いたときに、そういう大学でしっかり勉強してこられた方が日本語教育の現場に立っていただきたいという思いをとて強く持っています。そのこともあって、前回、主専攻の方に期待する部分があるということは発言をいたしました。ただ、その後というよりは、現実はどうなのかということで調べてみました。そうしますと、日本語教育振興協会が平成31年3月に出した平成30年度日本語教育機関実態調査という報告の中では、告示校で働いている教員が5,567人で、そのうち420時間研修修了者が3,413人、主専攻修了者が407人、副専攻修了者が330人というデータがありました。主専攻で420時間の方がいらっしゃるかどうか分からないのですが、副専攻修了と420時間研修の両方をお持ちの方はいらっしゃるの、重複している部分はあるとは思いますが、少なくとも告示校における教員として30%が420時間研修の修了者です。主専攻が3.6%、副専攻が2.9%というようなデータを見ますと、やはり420時間研修修了者が現在の日本語教育の現場を担っており、その人たちの力量を更に担保していこうというのがこの資格試験でもあると思います。そういう状況にあって、この資格試験が主専攻・副専攻・420時間という学びを踏まえた方たちに対するテストということに、私は意味があると思っています。

○野田座長

配布資料4ですね。

○辻委員

はい、主専攻・副専攻、420時間研修、そしてもう一つ、多様な背景を有する方も現場に取って必要だろうと思います。ですが、先ほど神吉委員先生がおっしゃっていた、試験の基礎項目をしっかり押さえているということが本当に1回のテストで評価できるのかどうか。大学なり420時間の養成講座の中では、講師の働き掛けによっていろいろな受講生間の意見があったり、当然、講

師の先生方が現場のいろいろな状況も紹介されるでしょうし、文法指導でも多面的な学習があり、学びがあって、単純に試験に合格するものとは一線が画されていいのではないかと考えます。

今回申し上げたいのは、主専攻・副専攻、420時間と学習をしてこられた方に対する資格試験と、これらの学びを経ずに試験対策をベースにして合格された方は、違いがあるべきではないかと思えます。一部免除という選択肢があるとしたら、あってしかるべしと考えております。

○野田座長

ありがとうございます。戸田委員，お願いします。

○戸田委員

私も大学の日本語教育課程で主専攻・副専攻を修了した方，それから文化庁の届出受理の日本語教師養成機関の出身の方については一部免除をしてはどうかという意見です。その根拠ですが，機関に属さず勉強している方に日本語教育人材の養成段階としての知識・技能を果たして有しているのだろうかというところに疑問を持ちます。したがって，大学の日本語教育課程と文化庁の届出受理の日本語教師養成機関のいずれかを修了された方に対しては何らかの免除があつてよいのではないかと思います。当初私は，この大学等で主専攻・副専攻を修了した方に対して優遇措置があつてもいいのではないかと考えましたが，当協会AJALT（国際日本語普及協会）のメンバーを見てみますと，いずれの修了者も非常に重要な役割を担っており，一部免除の対象を以上の二つの修了者と考えました。

○野田座長

今の二つのというのは何でしょうか。

○戸田委員

主専攻・副専攻と，文化庁届出受理の日本語教師の養成研修機関の修了者ということです。どちらの方もそれぞれの課程を経て，一定の学びを修了しているということと，つまり，大学の課程を修了した方と，社会人を経験した後日本語教師になった方，それぞれに優れた役割を担っていると考えています。

一部免除の理由として二つ考えました。一つは，日本語教員養成課程を修了しているということ。そして，一部免除を実施することにより，試験の門戸が広がるということです。例えば，他の試験などで，大学でこの課程を修了した方は試験一部免除になるという例に取っても，それは門戸を広げることになり，目指す人にとって目標としやすいのではないかと考えます。以上のことから，試験の一部免除に賛成という意見です。

○野田座長

ありがとうございます。

それでは次，試験の全部免除という案について御意見を，理由を含めてお願いしたいと思います。浜田委員，お願いします。

○浜田委員

私は最終的には全部免除を目指していくという考えです。その過程では一部免除という過渡期があり得ると思っております。今，各委員のお話を伺って二つ感じたことがあります。一つは，私は今養成にはかかわっていませんが，大学人として非常に情けないなと感じました。例えばほかの専門分野の教育で，大学で学んできたことは役に立たないから検定試験を受け直してくださいとか，大学で教育しているが内容がまちまちなので，それは頼りになりませんという評価を受ける分野は

恐らくないのではないかと思います。ところが、現状、我々も反省すべきですが、そのような現状があって、そういう現状があるから免除は難しいという御意見だと思うのです。まず今の大学における養成の在り方をもう一度見直さなければいけない。あるいは、あるべき方向に行くためにどのように進めていけばいいかということを考えていかなければいけないという問題意識が一点です。

もう一点は、現状の日本語学校や今の日本語教育の在り方を前提にして今の御意見は出ているような気がしていますが、これから入管法の改正もあり、外国人がどんどん入ってこられる現状を踏まえての今の改革があるわけです。ヨーロッパで、アメリカで起こっていることを考えると、社会の分断を生まないように、本当の意味で外国人が社会統合をなし遂げられるような鍵を握る仕事が日本語教師なのではないかと思っています。もちろん今までの先生方も日本語を教えるだけではなかったと思いますが、恐らく今我々が想像できていないようないろいろな課題に取り組んでいけるような教師を育てていかなければいけません。それはもしかしたら、この平成31年報告に書いてあることだけではなくて、新たに起こってくるいろいろな課題に取り組みながら、実践の現場でそれを解決していき、それを理論化していく、よく反省的实践家と言われたりしますが、そのような人たちが今後求められてくるだろうと思います。

そうすると、多様な人材がこの業界に入って日本語教師になっていただくということは非常に大事なことだと思うのですが、一方で、大学という研究機関でもあるところが養成の中心になっていくということを前提として考えておかなければいけないということが大きな問題意識です。

それを踏まえて、大学での養成を今よりもよくしていくためにはどうすればいいかという、試験を卒業生が受験して受かっても落ちてもいいということではなく、教員免許状で行われているような課程認定など大学での教育の中身について何らかの評価を行うシステムを作ることによって、大学の養成の質を向上させていくということも必要なのではないかと思います。それはすぐにはできないことなので、今後時間を掛けて制度設計していく必要があると思います。

課程認定、あるいは機関として何らかの認証機関を設置し認証を受けるということは、要するに保障です。そうすると根本的に卒業生に検定を課すこととは矛盾する、制度としては重複することになるので、最終的には大学の認証なり評価をメインにしていくべきではないかと考えています。

結論としては、大学での養成を経てきた人に対しては全部免除とを考えます。反対に、全部免除してもいいような日本語教育の養成課程というものをこれから作っていくことを目指していくという考えです。ただ、その過程として、一部免除という時期があってもいいかと考えています。

○野田座長

ありがとうございます。それでは、小林委員、お願いします。

○小林委員

私も前回、浜田委員と同じ全部免除という立場だったのですが、前回から今回までいろいろなことを調べたり考えたりして、今とても揺れているところがあります。ただ、皆さんの御意見を伺っていて納得できるのは、仕組みとしては、一律免除なく受けなさいというのが確かに美しいと思うのですが、現状をどこまで前提とするかで大きな違いが出てくるような気がします。今の大学の主専攻が、かなり好きなようにできるというか、教育実習をしていないとか、振替科目として、違う学科の日本文化の科目が日本語教育に入っていたり、現状としてはあるのですが、これからはそうではない主専攻・副専攻を機関認定や課程認定で教職のように作っていくことが業界全体にとって必要なのではないのでしょうか。

もう一つは、420時間研修を受けて教員になっている人が多いというのは事実として確かにそうだと思うのですが、今は告示基準の教員要件として検定試験と420時間研修とは対等ですよね。そうすると、井上委員から420時間修了者も検定試験を受ける流れがあるとおっしゃったのですが、恐らく、競争が激しい都会はそうだと思うのですが、地方都市は必ずしもそうではなく、検定

試験を受けに行くのも交通費がかかったりすると、420時間研修があればそれでいいというところも結構あるわけです。その実態で420時間が30%以上という現状があるのかなと思いつつ聞いていました。

今後、全く免除なく420時間を修了しても試験を受けなさいということになると、結局試験を受けなければいい、試験を受けなければいけないという方が優先され、必要な研修は、例えば実習を受けに行くとか、例えば教材研究を受けに行くとか、教師養成対策セミナーが増えていくような社会になるのではないかと。そうすると、今の420時間研修がずっとこのままの内容で存続していくという想定は危険なのではないかと思いました。

そのように考えると、私も最終的には大学の養成課程と420時間研修は試験全部免除でいいのではないかと思うのですが、そこで教える講師の資格や、教育内容、それから教育実習が模擬授業だけではだめで、教壇実習を1単位時間以上やるということですので、そういうことも含めた機関認証や課程認定を含めての一部免除、全部免除ではないかと考えます。ただ、新しい試験の概要が分からない段階で、私は一部か全部かははっきり申し上げませんが、目指すところはきちんと機関保証されたところ、課程認定されたところは全部免除する、そうでない人は一律の試験で広く門戸を開くという方向が30年、50年後の社会にとって日本語教育の専門性を確立するという意味で必要なのではないかと考えます。

○野田座長

ありがとうございます。それぞれ意見が分かれています。今のほかの委員の御指摘を踏まえて更に付け加えるべきことがありましたら、お願いしたいと思います。神吉委員。

○神吉委員

浜田委員がおっしゃった課程認定の話ですが、課程認定という形にして質を高め、そこを出た人は日本語教育の中心的な役割を担い、なおかつ専門性も高いということですね。それは理想的な絵だと思いますが、現状では課程認定という仕組みがないところで、この議論の中で、それを前提として試験の免除を条件にするというのは、危ういのではないのでしょうか。

○浜田委員

それは、全体としてどのようなイメージを描いているかを私たちが報告するということですね。私の提案としては、最終的なイメージはそうになっているということで、あとは手続上どうやって進めていけばうまくいくかという問題なのではないかと思っています。

○神吉委員

つまり、課程認定とこの試験免除の話は、一緒に議論すべきであるということ意見を上げていくということですか。

○浜田委員

はい。

○野田座長

今までもそこはセットということで議論がされてきていたと思います。

○神吉委員

もう一つ、戸田委員と辻委員の御意見で、この試験のみを通過してくる方については、試験で測れるものとそうでないものがあるので、知識その他の深まりが違うのではないかと。ということがありま

した。そうであれば、試験だけを通ってくるというルートは入れるべきではないのではないのでしょうか。つまり、試験合格だけの方たちが資格の登録要件に入ってくるということは、その深まりがあるという専門的な学びを経ないまま登録されるわけですから、制度としてまずいのではないかと思います。

私の個人的意見としては、多様な背景を有する人たち、例えば成人になって日本に来て生活しているノンネイティブの方たちが試験に合格して、実習を終えて日本語教師の公認の資格を取って教師になるという例はあっても良いと思います。御意見を伺っていると、むしろ試験合格者の質が低いのではないかというお話に聞こえたのですが、いかがでしょうか。

○辻委員

質が低いというよりは質が違うと思っています。この大学と420時間とそれから多様な背景の方たちという人たちがそれぞれに活躍することで、日本語教育の層が厚くなり、かつ幅も広がるだろうということを期待しているわけです。だからここに多様な背景を有する人が入れられていると思います。ただ、知識を問うテストとしての質の観点からだと、私どもも、かつて試験勉強して大学に合格しても入った途端に忘れてしまうということが常々あるわけで、試験は決して悪いものとは思いませんが、試験には試験なりの特色がありますよね。そういう意味で、420時間の時間は大学の副専攻の26単位に相当すると考えて決められたと聞いておりますが、そういった学習をしたということは、試験合格だけの方とはやはり大きなちがいがあろうと思っています。

○野田座長

よろしいですか。戸田委員。

○戸田委員

多様な背景を有する日本語教師を目指す人がここに出ているということは、誰でもまず試験を受けることができるとうたっているということです。今、一部試験免除に関して言えば、それぞれの課程で学んでいるということは事実なわけですから、その課程を修了した人が一部免除というのはおかしいことではないと思っています。受験は誰でもできるということで入口が分かれていることと、その試験の一部免除ということの議論とは違うと思っていまして一定の課程を修了している人たちが一部免除を受けてもよいと考えています。

○野田座長

よろしいですか。ほかに何かありましたらお願いします。はい、井上委員。

○井上委員

浜田委員にお聞きしたいのですが、主専攻修了者を試験免除、全部免除という方向に持っていきたいという御意見は、確かにおっしゃるとおりかなと理解はできるのですが、仮に民間の養成課程が420時間の時間数が更に倍ぐらいに増えて、大学の主専攻と同じぐらいの内容、ボリュームを持つようになった場合、それが課程認定された場合、それも同等に免除されるべきだということお考えでしょうか。

○浜田委員

恐らく大学での課程認定の場合は、教育の中身に加えて、誰が教えるかという担当者の専門分野も併せて審査をされているのではないかと思います。ですので、どこでやるかということが問題なのではなくて、誰が何を教えるかという中身の問題だと思うのですね。だから、例えば民間の機関であっても、例えば研究の最先端をやっている人が教えるのであれば、そういうこともあるのかも

しませんが、単に時間が増えれば中身が深まるかという、そうではないのではないかと考えています。

○井上委員

それでは、仮に民間の養成コースの時間数が大学の主専攻相当になったとしても、大学の主専攻とは別として考えるべきだということですか。

○浜田委員

制度の設計だと思うので、例えば大学でやっているのと同じような教育を本当に大学以外の機関が時間を掛けてされるということは不可能ではないと思いますが。

○小林委員

私は、将来的な全部免除もあるが、今の420時間研修が横滑りではなくて、また新たな形での課程認定が必要だろうと思います。

○野田座長

それは420時間ではなくて、主専攻レベルという井上委員のお話ですから、主専攻レベルになったときも同じように課程認定が大学と同じようにされれば、大学でなくても認めていいという御意見ということで理解してよろしいですか。

○小林委員

そうです。

○野田座長

ほかはよろしいでしょうか。はい、辻委員。

○辻委員

井上委員が最初におっしゃった、養成を受けてきた人たち、420時間の人も検定を受けることで自信や評価を得ているから、試験を受けることに意味があるという御説明だったと思うのですが、私は逆のバージョンもあると思うのですね。検定試験に合格しただけの方が、実際にこれで授業できるんだらうかということで改めて420時間研修を受けることがあります。やはり実際の日本語教育の現場に立つというときは、試験だけではどちらかというところと不十分であると考えます。

○井上委員

私どもの学校の教師の場合、検定試験と420時間を同時に取っている人が多いです。どちらが先かということよりもほぼ同時に取っていますね。それは、試験も研修も両方しっかり勉強して教壇に立ちたいという意欲の表れだと思います。実際に採用側としてもそういう人材を求めているというところが多くて、恐らく両方を指すということになっているのだと思います。

○辻委員

やはりテストだけではなくて学んでおくことが現場で仕事をするときには大事なんじゃないかなと思います。

○井上委員

もちろん養成課程を否定するものではありません。

○辻委員

私の所属機関で採用するときに、通信での授業を受けて、試験を受けて合格された方、あるいは養成講座に行かないで試験を受けた方もいらっしゃいますが、授業をする際には試験合格だけではカバーできない部分があると考えています。模擬授業をして採用かどうかを決めますので、その段階で420時間研修を取っていない方には取ってくださいというお願いをします。逆に、自信になるという意味で是非検定もお取りいただきたいと提案をしています。強制はしていないのですが。

そういう現状を踏まえたと、少なくとも現状では、当校では積極的に主専攻の方、副専攻の方、大学院の方を取りたいということで試みてきてはいますが、その方たちにも同じように当校で行っている新人研修、ブラッシュアップ研修を一律に受けていただいています。現場に立つという力では、主専攻の方が特に秀でているとか副専攻の方が秀でていっているということは実はありません。ただ、私が期待するのは、しっかり基礎を学んでいらっしゃることで将来の伸びしろが期待できるのではないかとということもあって、是非そういう方も積極的に採用していきたいと考えています。

○野田座長

ありがとうございます。座長としましては、これをできるだけ一つの意見にまとめて小委員会に上げたいと思っています。それぞれの御意見もよく分かって、なかなか難しいところで、困ったなと正直思っているところなのですが、座長の立場として少し申し上げたいと思います。

これまで日本語教師の養成について委員会で報告が出て、それに基づいて国の施策が進められてきたと思います。それを変えるときには、きちんとした理由付けがないと、意見がまとまらないと、簡単に変えるのはよくないだろうと基本的には思っています。そのように考えたときに、今の仕組みは、昭和60(1985)年に出た「日本語教員の養成等について」という枠組みに基づいて進んできていると思います。これを大きく変えるときには十分な議論と理由が必要だろうと思っています。この後に、平成12(2000)年に報告が出ているのですが、そのときは大きな枠組みを変えようということではなく、当時の日本語教育の多様性に合わせて教育内容を柔軟にしようと、範囲を広げたということだと思います。ですから、大きな枠組みは変わっていないと考えているのですが、昭和60年の報告を見ますと、日本語教員に2種類あり、一般の日本語教員と、指導的教員又は教員の養成に当たる者という2段階になっていました。

○増田日本語教育専門職

野田先生がおっしゃった報告の概要ですが、机上配布の平成31年報告の106ページに載っております。

○野田座長

はい、ありがとうございます。

一般の日本語教員は大学の学部に副専攻課程を設ける、それから一般の日本語教員養成機関において大学の学部の副専攻課程と同等程度の教育内容・水準を確保するということになっています。

それからもう一方の指導的教員又は教員の養成に当たる者については、大学の学部に主専攻課程を設けるというのがあり、その後、大学院修士課程に学部における日本語教員養成課程の主専攻課程を修了した者を対象とするコースとそれ以外の者を対象とするコースを設けるとなっています。それから、博士課程の必要性を検討する必要がある。この段階ではまだ博士課程が出来ていませんでしたので、検討する必要があるとなっています。その後、博士課程までも含めて実際に設置されるようになってきています。実はこの昭和60年より前に東京外国語大学に昭和50(1975)年に修士課程が出来まして、その2年後に大阪外国語大学に出来たという経過があります。

それから、この昭和60年の報告の年に筑波大学と東京外国語大学に学部の日本語教師の養成課

程が出来て、その1年後、2年後に広島大学と大阪外国語大学に出来ました。独法化する前の大学ですので、国の施策としても、まず大学で養成するということでずっと進んできていました。この昭和60年の報告にも、最後に日本語教員検定制度というのがありまして、これは日本語教員養成の副専攻課程修了程度の日本語教員検定制度を作るということでした。今の日本語教育能力検定試験はこの副専攻程度で進んできていると思います。この報告にも最後に、「なお、日本語教育に関する経験、業績等を持つ者や一定の水準以上の日本語教員養成の課程を修了した者に対する検定上の配慮については、その方途を検討することが望ましい」となっています。

まず大学あるいは一般の日本語教員養成課程が中心で、それを補完するものとして試験制度が進んできています。これを踏まえた上で結論を出さないといけないだろうという座長としての思いがあります。

それから、この2種類、一般の日本語教育と指導的教員又は教員の養成に当たる者というこの2段階については、平成12年の報告でも、検定制度について一つ上のレベルのものを検討した方がいいという報告も出てきています。今ここで議論しているのは、この一般の日本語教員のことですね。そういう大きな枠組みの中で、今の制度をどの程度変えていくのかということですね。制度は当然社会が変われば変えないといけないと思うので、平成12年の報告では、教育内容は日本語教育の多様化という現状に合わせて変えたと思います。それは多くの方が違和感なく受け入れたと考えています。今回、この大きな流れの中でどうしていくかということだと思います。こういう制度を変えるときには、先輩方が築き上げてきたことに敬意を払って謙虚でないといけないなという思いがあるので、変えるときには大きな理由、みんなが納得する理由が要るということ、申し上げておきたいと思います。

どのような形で上の小委員会に上げるかということ、なかなか一致はできないかもしれませんが、ここで決めたいと思います。ここで全員が一致したという形では上げられないと思いますので、こういう意見もあったということで付記したいと思いますが、中心的な形をまとめたなと思っています。はい、辻委員。

○辻委員

今、座長がおっしゃった御意見、よく分かります。日本語教育を牽引してきた流れと、それから今後の日本語教育をどのように作っていかうかと考えているのが大学を主体としてという部分のお話を伺って理解ができました。ただ、私自身が現実、日本語教育の場面に立ったのは、75年のベトナム、インドシナの難民の方たちの支援という形からスタートいたしました。そして中国帰国者の方たちがいらっしゃって、生活者の日本語で、その当時は大学に養成機関がなく、日本語教師の学部もなかったため、民間の養成講座等で学びながらやってきました。私自身も420時間研修を途中で取って検定試験を受験した者の一人ですが、今の日本語教育を見るときに、大学の流れも確かにありますが、現実にはそうではないところで、今逆にクローズアップされているような気がいたします。技能実習生や社会を担う生活者の方たちにフォーカスが当たっていることで、そういう現状を踏まえた上での資格をどうするかという論議が今ここでなされていると私は理解をしたいと思います。

○野田座長

ありがとうございます。配布資料4でいいますと、「多様な背景を有する、日本語教師を目指す者」というのは、これがはっきりできて公認日本語教師にという道が開かれたのは、今おっしゃったような多様化に合わせたものだと私自身は理解しています。はい、戸田委員。

○戸田委員

先ほど一部免除にすることによって、目標となり得る、門戸を開くということをお願いしたので

すが、これは試験の質をどうということではなく、私たちはこの資格を作ることによって社会的価値というか、日本語教師の社会的な地位、それから日本語教育そのものの重要性をうたう、そういう意義としても大きいと思っています。その一部免除にすることが門戸を開くというか目標になり得るということに対する意見については何か反論がございましょうか。できるだけ多くの方々に日本語教育を担ってほしいという思いは委員全員同じだろうと思うのですが、一部免除にするということの理由の一つに門戸を開くということは、いかがでしょう。

○井上委員

私は、必ずしもハードルを低くすることが門戸を広げることにはつながらないと思っています。むしろ地位の高い職業としてこれから確立していこうとするのであれば、最初からハードルを下げて、皆さんどうぞというよりも、高い水準を維持しながらその職業の魅力というものをアピールしていく方が有効だと思います。ハードルを下げて、簡単に日本語教師になれますよという方が逆効果のような気がします。

○戸田委員

つまり、一定の課程を修了した方であっても基礎的な知識を持っていると認めにくいということですか。それとも、試験のハードルを下げるということにつながるということでしょうか。

○井上委員

はい、試験というのは非常に分かりやすい基準といたしますか、一般の人が見たときに、この試験に合格したというのは分かりやすい指標になると思います。大学の課程を修了したとか、420時間の研修を修了したというだけでは、現状としては一般的になかなか専門性を認知されない部分があると思います。ですから採用側としても検定試験合格を求め、教師になる側も試験を目指す人が多いのだと思います。

○神吉委員

私も同じように考えました。広く門戸を開くという意味で免除規定を設けるとするのは反対です。そもそも質を高めるという基本的なところと逆行していると思います。そういう意味では、先ほどの浜田委員のおっしゃった、課程認定という形で全体の質を上げて、その質に到達する人が免除されるというのは分かりませんが、門戸を開くためという目的のために一部免除という形を使うというのは、制度の考え方としては賛成できないと思います。

○戸田委員

決してハードルを下げるという意味ではないのですが、それが目標やきっかけになり得るということにはつながらないという御意見ですね。お二人ともそれはおかしいのではないかと考えていますね。

○神吉委員

この資格制度を検討する大前提として、専門性をきちんと分かりやすくしましょうというのがあって、そこにいろいろなハードルがあるわけですが、そのハードルを何らかの形で下げる場合には、別の方法で専門性が担保されていないといけません。しかし、今の一部免除のお話では、どうやってその専門性を担保するのが私には理解できませんでした。

○戸田委員

まずこの試験の流れを見てください。教育実習があって、学士の要件があります。学士も、学士

であるということを担保しているわけです。学士の要件を満たしていると担保されているとするならば、大学のある一定の課程を修了した方や、日本語教師の養成機関等を修了した方も、一定の免除があってもよいのではないかという思いがあります。

○野田座長

今日は最後のワーキングですし、時間も限られていて、まだ議題もありますので、お互い手短かにお願いします。

○神吉委員

一部免除といったときに、試験の位置付けがよく分かりません。今回議論している試験は基礎項目の知識を問う内容として位置付けられているものですから、仮に免除をするのであれば、基礎項目を学ぶ課程に通っている人は全部免除だと思うのです。また、試験の中に基礎項目とそうじゃないものが混在しているわけではなく、試験自体が基礎項目に関する知識を問う位置付けだと認識しています。したがって、試験の中でここは受けるけど、ここは受けないというのは、その試験の中に基礎項目とそうでないものが入っているということをお認めることになりませんか。制度として、この試験の問題1から問題10は免除します、でも11からは受けてくださいとしたときに、10までと11からはどう質が違うのですか。質が違う試験を一つでまとめてやっているということになりませんか。これは、今まで議論している試験の位置付けという点で、制度の設計全体が崩れてしまうのではないかということをお危惧します。

○戸田委員

試験そのものが決まっていないため、そのとき一部免除をどうするのかということをお議論しているものではないのかと考えています。

○神吉委員

先ほど経過を見て再度検討するとありましたよね、そこは私はあっていると思っています。

○戸田委員

はい、ありがとうございます。

○高橋国語課長

全体を見たときに、この議論を進めるに当たって留意すべきことを2つほど、申し上げたいと思います。一つは、この「日本語教師の資格制度の目的」という3ページの下の方にあるのですが、この制度の目的との整合性が確保されることが必要であると思います。具体的には、3ページの(3)、下の方にa, b, c, d, e, f, gとあり、特にa, b, cが中心的な目的だと思いますが、職業として日本語教師をしている者の能力証明というのが一つ目的ですので、能力証明ができていることが必要です。

それからbとcは似ておりますが、留学生から見たときに、それから採用する側あるいは自治体や企業から見たときに、この資格が能力証明の目安になるということが肝要であると思います。

もう一点ですが、これまでの御審議の中で、課程認定という議論が出ておりますが、課程認定の基準などをもっとしっかり詰めないで、現状を前提に課程認定で全部免除ということでは、この資格制度を創設して日本語教師の能力証明を行う意味がなくなるのではないのでしょうか。

○野田座長

ありがとうございます。最初の点については、皆さんのどの御意見も大丈夫かなと思います。で

すから、全部免除も含めて課程認定をするという前提だということです。そこは押さえておかないと、今のことに反することになりますので、当然そうなると思います。

それから後半については、今の告示基準を変えた方がいいということが前提というわけではないですね。

○高橋国語課長

課程認定の仕組みを入れて全部免除ということの結果によってはあり得るとすると、この資格制度については現状の日本語教育能力検定試験と同じ扱いと余り変わらなくなってしまう。つまり、全く大学や420時間コースに行っていない人が受ける試験、そこしか内実がなくなってしまうことが論理的にはあり得るので、よく考えないといけないのではないかという問題提起です。

○野田座長

その前提で、それがいいと思うかどうかは分かれていると思いますが、多分それはおっしゃるとおりだろうと思います。

意見をまとめたいと思うのですが、議論していても一つの意見にまとまるということは難しいかなと思いますので、報告としましては、主に免除するという御意見の方が多いですので、それを中心にするしかないかなと思います。それで、どこまで免除するかについても意見が分かれていますね。今までの議論を聞いていますと、全部免除の可能性はすぐでなくても残しておきたいということかと思いますが、実際にどうするかはここで決めることではありませんので、ほかの意見も書きながら、まとめたいと思います。最終的にはまた小委員会で議論し、その先、具体的にどうするかはまた更に先での検討ということになりますので、このワーキンググループとしては、意見分布から考えると、免除の可能性を十分検討してほしいということになるかと考えます。

はい、井上委員。

○井上委員

可能性として残すことはいいと思うのですが、今の段階ではまだ課程認定の問題もありますし、いろいろなところが分かっていないところもありますので、この15ページの(2)の、「試験の免除を行わないこととしてはどうか」の一番下のポツのところに書いてあるように、「試験免除については、公認日本語教師制度開始後、試験合格率や日本語教師としての就職率等の実績を踏まえつつ慎重に検討していく」という方向で報告をされたらいかがかと思います。

○神吉委員

私も同じです。主専攻に関して課程認定を仮にやり試験免除になったとして、もし、そこを出た人がほとんど日本語教師にならなかった、課程認定をして試験も免除して公認はどんどん生み出されるけど日本語教師にはならない、という状況になった場合、公認日本語教師の仕組み自体に疑問を持たれるのではないかと思います。ですから、まずは経過を見て検討するということが必要だと思います。

○野田座長

いかがでしょうか。では、浜田委員。

○浜田委員

私も教員養成大学に勤めているので、就職率は厳しく課されているのですが、本当に卒業生が就職するかどうかはいろいろな要因が絡んでいるわけです。ですから、慎重に検討ということ自体に反対ではないのですが、余り数値的なエビデンスだけで考えるのではなく、もう少し長いスパンで、

今日申し上げたように歴史的な経緯、あるいは今後日本語教育はいかにあるべきかというようなことも踏まえつつ、併せて慎重に議論ということで、実績主義のように切られていくことには余り賛成できないと思っています。

○野田座長

はい、ありがとうございます。辻委員。

○辻委員

浜田委員のおっしゃった考えも分かります。ただ、この試験が、資格、日本語公認日本語教師のシステムというか、これが動き出すのはそんな先のことではなくて、比較的近い将来のこととなると、やはり現状を踏まえてどうするかということを考えていくのが大事ではないかと思います。今、大学の中でもいろいろ課題もあるという御意見がありましたので、将来像は将来像として、今どう動くかと考えたときに、私たちが考えていく方向を示すしかないというところで、私自身としては、主専攻であれ副専攻であれ、420時間であれ、何らかの形で学びがあるということと試験に合格することの違いは、明確にしておきたいという気持ちがあります。一部免除という意見です。

○野田座長

ありがとうございます。それでは、今日いろいろ出していただきました御意見を事務局の方でまたまとめていただきまして、それで最終的に小委員会にどのように報告するかについては、細かい部分は座長の方にお任せいただければと思いますが、よろしいでしょうか。長時間の御議論ありがとうございました。

まだ議題が残っていますので、急いで進めていきたいと思っています。それでは9、更新講習の考え方の審議に移ります。まず、事務局から御説明をお願いします。

○増田日本語教育専門職

配布資料3の17ページを御覧ください。「更新講習（仮）の考え方」です。（1）更新講習の実施等の仕組みの導入の可能性についてということで、上の四つの丸については既に小委員会でも御了承いただいたものなので、割愛したいと思います。

ポツの方です。更新講習の目的は、日本語教師が日本語教育の専門家として求められる資質・能力が保持されるよう、定期的に最新の知識技能を身に付けることで、自信と誇りを持って教壇に立ち、日本語学習者に質の高い日本語教育を提供できるようになることを目指すものである。

二つ目です。講師講習の対象者は、公認日本語教師とし、更新を希望する者に対して10年間の有効期限を経過する前に、更新講習の受講を義務付けることとしてはどうか。

一番最後です。更新講習を必須とするならば、国内外どこでも受講することができる仕組みを考える必要があるのではないかと。

二つ目です。更新講習の要件について、七つ意見を頂いています。公認日本語教師には、10年間の有効期間が付される予定であるが、有効期間を更新して資格の有効性を維持するため、一定時間以上の更新講習の受講・修了を求めることとしてはどうか。

二つ目です。公認日本語教師の更新講習として、教員免許制度を参考として検討してはどうか。

三つ目です。公認日本語教師の更新講習受講期間として、更新年月の2年前から可能としてはどうか。

四つ目、有効期限を過ぎた場合でも、更新講習を受ければ期間が延長されるようにしてはどうか。

18ページです。更新講習については、原則として全ての公認日本語教師に受講義務を設定することとし、免除対象については特に定めないこととしてよいか。

次です。日本語教師を指導する立場にある者（更新講習の講師）などについては、更新講習の免

除を検討してもよいのではないか。上と反対の意見です。

最後です。やむを得ない事情がある場合、更新講習の修了確認期限の延期を可能とすることについて、定める必要があるのではないか。例は以下のとおりです。

(3) 教育内容についてですが、一つ目です。時代や施策の変化に対応できるよう、基本的な知識をアップデートするために更新講習を受ける必要があることから、必須の教育内容に準じて設定されることが適当ではないか。

更新講習の教育内容については、必修・選択の教育内容及び単位時間の配分等について教員免許を参考にして別途検討を行った上で定める必要があるのではないか。参考として、教員免許の更新講習の教育内容を(1)から(3)まで書いております。

最後です。更新講習は、現職日本語教師研修の教育内容とは区別して考えるべきではないか。現職日本語教師の研修については検討事項10に記載しております。

続いて19ページです。更新講習です。実施機関及び実施体制はどうするか。一番上です。更新講習の実施機関として、日本語教師養成課程を実施する大学及び文化庁届出受理養成研修実施機関とすることが適当かどうか検討してはどうか。

二つ目です。更新講習の実施は、現職者が受講しやすいよう通信やeラーニング、放送などによる受講が可能な仕組みを認めることが必要ではないか。

3点目です。更新講習のプログラム内容を公表し、受講者が選択できる仕組みが必要ではないか。

最後です。更新講習実施機関から発行された修了証明書を公認日本語教師みずから登録機関に提出し、延長を申請する手順についても示しておく必要があるのではないか。

ここまで御意見を頂いております。よろしく願いいたします。

○野田座長

ありがとうございます。それでは順番に進めていきたいと思えます。

まず(1)更新講習等の実施等の仕組みの導入の可能性について、いかがでしょうか。ここに書いてあることについての賛成意見も含めて、何かありましたらお願いいたします。

(「特に異論はありません」の声あり)

○野田座長

皆さんから異論ないというお声を頂きましたので、これでよろしいですね、特に問題なさそうですので、これで進めていきたいと思えます。

それでは次、(2)更新講習の要件についてです。これはいかがでしょう。この中で二つの対立する部分がありますので、これについては御意見頂きたいと思えます。18ページの上二つのポツですね。原則として全ての公認日本語教師に受講義務を設定するというのと、二つ目は、日本語教師を指導する立場にある者などについては更新講習の免除を検討する、これは違う案ですので、これのどちらがいいかはここできちんと決めたいと思えます。ほかの点でも結構ですので、何かありましたらお願いします。

○小林委員

免除対象は設けないという方に賛成です。理由は幾つかあるのですが、大きく言ってしまえば、こういうものを設けることによって仕組みがどんどん複雑になり、必然性がないというよりはシンプルの方がいいだろうということと、更新講習の講師というのが指導的な立場は分かるのですが、それはあくまで自分の専門領域とか、自分が担当する科目についてであって、日本語教育のアップデートの部分全てにその人が長けていることの証明ではないので、たまたまそのとき忙しいとかいうことであれば、10年を越えても挽回できるわけですし、例外規定は設けない方がいいのではないかと考えます。

(「賛成です」の声あり)

○野田座長

はい、皆さんから賛成の御意見頂きました。この点についてはよろしいでしょうか。はい、どうぞ、神吉委員。

○神吉委員

質問ですが、17ページが一番下に、有効期限を過ぎても受ければ延長されるというのがありますね。今の18ページの上から三つ目、これは修了確認期限を延期するというので、これ二つは要らないと思います。

○野田座長

いかがですか。はい、小林委員。

○小林委員

これは17ページの方は、延長して受けるまでの間は資格がない状態があるわけですね。

○神吉委員

はい、無資格状態ということになります。

○小林委員

18の場合は、事情があれば有資格期間が延びるということで、それによって、例えば告示校の雇用であるとか、そういうことで本人に不利益にならないための措置と理解しているのです。だから、18ページが該当されるのってかなりまれな個別のケースで、17ページの方は仕組み全体の一般的なルールではないですか。

○野田座長

別のことですね。今、小林委員がおっしゃったようなケースを考えてということでしょう。ですから、非常に少ないケースだろうとは思いますが。はい、どうぞ。

○神吉委員

あくまで確認ですが、それは告示基準の決まりではなく、この報告に盛り込んでおくということですね。

○野田座長

そうですね。

○神吉委員

資格としてですね。

○野田座長

そういうことが起こるのは告示校に限らない可能性があるから、資格としてと入れているのだろうと思います。

○神吉委員

はい、分かりました。

○野田座長

よろしいですか。はい、辻委員。

○辻委員

17ページが一番下、有効期限を過ぎた場合でもというこの項目なのですが、これは更新講習等を受ければ期間が延長されるようにしていると思いますが、これは期限を設ける必要はないものなんでしょうか。

○野田座長

そうですね、どうでしょう。教員免許の場合は何年という期限はないですね。それに準じた形と考えれば、特に期限は設けないということかなと思います。

○辻委員

更新講習を義務付けることは義務付けるわけですよ。

○野田座長

はい、資格を維持したい方は。

○辻委員

一応有効期間が10年で、10年たって、実は失効していましたが、でも新たに仕事をしたいと思ったときに更新講習を受ければ復活できる、そういう意味での期間を設けないという意味合いだと理解しています。

○野田座長

そうですね。はい、井上委員。

○井上委員

そうすると、今、辻委員が復活という言葉が使われたのですが、延長じゃないですよ。無資格の期間を挟んでまた有資格の期間が復活するというのは、どうなのでしょう。

○野田座長

延長だと誤解を与え、その間の期間も資格があったように思われると困るということですね。

○浜田委員

資格の回復とか。

○野田座長

はい、高橋課長。

○高橋国語課長

概念の整理をしないといけないと思うのですが、免許としての有効期限があって、ある時点を過ぎると失効した上で、後で更新講習を受ければ、昔持っていた免許がその時点から有効になるという作りなのか、さかのぼって延長するかはかなり違うので、整理が必要だと思います。どうしたいのかが決まれば、言葉を合わせてそれで整理できると思います。

○野田座長

そうですね。教員免許はどちらのタイプなのですか。

○高橋国語課長

教員免許は、現職で今教員をやっている方、あるいは教育関係の仕事をされている方についてのみ期間を決めて、この間に受けてくださいということだったと思います。

○野田座長

現職じゃない方はどうでしょうか。

○高橋国語課長

現職じゃない方については、その期間受けられないのですが、後で教育職に就くということが決まれば、その時点で受けることができます。ただ、学校の教員免許とこの資格とは別の制度なので、無理に合わせる必要はなく、この日本語教師の方の制度として適切な仕組みを作れば良いと思います。

○野田座長

教員免許も参考にはした方がよいと思いますので、調べていただいた方がよいとは思いますが、こちらの制度としてどちらがより好ましいかということですので、どうでしょうか。井上委員。

○井上委員

この17ページの上から3番目の丸には、「有効期限を過ぎると失効するものでなく」と書いてあります。その部分と齟齬を来さないようにするというのであれば、高橋課長がおっしゃったように、有効期限を過ぎた後に更新講習を受ければ、さかのぼってそこからまた資格が有効になるという考え方になるのではないかと思います。

○野田座長

そちらの方向でよろしいですか。これまでの議論では、10年で一旦失効するということだと思います。その後で、例えば失効してから2年後に更新講習を受けると、失効していた間が復活するという考えが最初のタイプだと思ったのですが、違いますか。議論では、期限を設けないという方向で意見がまとまりつつあります。はい、神吉委員。

○神吉委員

先ほど井上委員がおっしゃった17ページの上から三つ目の「有効期限を過ぎると失効するものでなく」というのは、この公認日本語教師の免許自体がなくなり、また一から取り直さなければいけないということではないという意味の失効だったと思います。今議論しているのは、公認日本語教師に認定してもらうための条件は整っている、ただ更新講習を受けていないので、未受講というか、失効とは別の期間が必要なのではないかと考えます。それで、その期間は更新講習を受けていなければ、失効はしていない、つまりもう一度一から資格を取り直す必要はないが、更新講習を未受講期間という形にして、更新講習を受けたときから復活するのが良いのではないのでしょうか。

○野田座長

皆さんの考えていることはほぼ同じだと思います。どのような言葉を使うかが違うだけのような気がしますので、事務局でも言葉の整理をしていただきましょうか。10年の期限が経過した後は、例えば告示校では教えられなくなるという意味ではそうですね。そういう意味での失効といえば失

効するわけですが、その後何年か経ってから更新講習を受けて登録の手続をすれば、失効していた期間を含めて資格が継続していたとみなされるということですね。

○増田日本語教育専門職

期限が過ぎていた期間まで有資格とみなされるのではなく、更新講習を終了した時点からまた10年延長されるのではないのでしょうか。

○野田座長

切れたところから10年のタイプですか。

○小林委員

切れたところから10年延長すると理解していました。切れたところと、前に失効したところに例えば5年あったら、この5年は無資格状態。復活するのではなくて、更新講習を受けるまでの過去5年間は無資格という状態。

○増田日本語教育専門職

そうですね、失効しているという状態ですね。

○野田座長

そうしたら、未受講じゃなくて、もう失効ですよ。

○小林委員

そうすると、履歴書に書く場合、厳密には全部切れた状態も含めて書いていくわけですか。

○野田座長

はい、ずっとその資格がありましたと履歴書に書いてはいけないということになります。もしそちらを採用するのであれば。

○増田日本語教育専門職

資格証が発効されるとすれば、いつからいつまで更新講習未受講で、その期間は失効しているということが記録されるのだらうと思います。

○野田座長

どちらがいいかということですね。御意見ありましたらお願いします。

○辻委員

イメージとしては、失効ではなくて無効ということですね。

○増田日本語教育専門職

言葉遣いは、事務局で工夫させていただきたいと思います。

○野田座長

よろしいですか。それではこの(2)については、先ほど二つ対立するといっていました点については、上のポツの方ですね、全ての公認日本語教師に受講義務を設定するという方向でまとめるといってよろしいですか。

(「はい」の声あり)

○野田座長

はい。それでは(2)については以上でよろしいですね。

では、(3)教育内容についてですが、いかがでしょうか。御意見ありましたらお願いします。

(「特にありません」の声あり)

○野田座長

はい、このような形で進めてよろしいでしょうか。はい、どうぞ。

○小林委員

最後のポツの「現職日本語教師研修の内容とは区別して考えるべき」ということはよく理解したのですが、同時に、養成講座の一部を受講するという可能性をこれは残しているのでしょうか。単独で更新講習を設立するという理解でよろしいのですか。

○野田座長

多分そういう理解ですね。皆さんそれでよろしいですね。

(「はい」の声あり)

○野田座長

それでは、(3)教育内容について、このような形で進めていくということにさせていただきます。次、(4)講習実施機関及び実施体制ですが、これについてはいかがでしょうか。にこの「通信やeラーニング・放送による」という、これは教員研修以上に日本語教師の方というのは勤務の時期もばらばらですし、海外にいらっしゃる方もたくさんいらっしゃいますので、これは是非進めていかないといけないだろうと思います。御協力ありがとうございます。

それでは、今皆さんから頂いた御意見を踏まえて小委員会への報告をまとめることにいたします。

次ですが、10番、現職の日本語教師(初任・中堅)・日本語教育コーディネーターに対する研修の推進・拡充についてです。事務局から説明をお願いします。

○増田日本語教育専門職

配布資料3最後の20ページを御覧ください。10の現職の日本語教師・日本語教育コーディネーターに対する研修の推進・拡充ということで論点に挙げていただいております。

検討事項一つ目です。日本語教師として活躍する上で、経験年数や活動分野、役割に応じて求められる資質・能力を高めていけるよう、研修の機会を確保していくことが必要。

特に、初任日本語教師や日本語学習支援者に対する研修を担う立場にある中堅日本語教師や主任教員、地域日本語教育コーディネーターに対しては、研修の質及び量の確保が極めて重要であることから、早急に研修の機会の充実が図られるべき。

3点目です。日本語教育人材の裾野を広げていく観点から、日本語学習支援者に対する研修機会の拡充が必要。

この3点を頂いております。お願いいたします。

○野田座長

今回、このワーキングで議論しているのは、日本語教師の養成段階ですが、養成段階を終えた現職日本語教師や、日本語教育コーディネーター、それから日本語学習支援者に対する研修もこの平成31年報告で示されています。これらの研修の推進・拡充について御意見を頂きたいということ

です。よろしくお願いします。どうぞ、小林委員。

○小林委員

文化庁の受託事業で、日本語教育学会で中堅の研修を受託して行っているのですが、そこに参加している方たちは、個人の向上心で来ていらっしやって、結局インセンティブがないというようなことをよくおっしゃっています。もちろん、学びたい人が学べる仕組みというのは大事なのですが、そういう人が職場で出ていきやすい、学んだら何らか仕組みを作らないとうまい循環は出来ていかないのではないかと思います。教育機関によっていろいろな形があると思うのですが、学校の先生は研修の機会が認められると思うのですが、そういう制度上の仕組みが必要な気がします。

○野田座長

はい、ありがとうございます。今の点に関してでも結構ですし、ほかの点に関してでも結構ですが、いかがでしょうか。

○浜田委員

この委員会で言うことではないのですが、例えば告示校の基準の中に、主任はこういった研修を受けていること、という要件が入るといいと思っています。

○野田座長

そうですね、このワーキングとしては難しいですが、抽象的な形で盛り込めればと思います。

○小林委員

告示校に限ったことではないと思うので、何か全体の中に入れる方がいいと思います。

○野田座長

はい、戸田委員。

○戸田委員

今の小林委員の御意見、大賛成なのですが、特に三つ目の日本語学習支援者に対する研修機会の拡充というのは、急がなければならないですし、修了したことが教育の場で生かせるようなものになってほしいと思っています。

○野田座長

はい、ありがとうございます。この点については皆さん意見が一致しているかと思いますが、是非盛り込みたいと思います。はい、井上委員。

○井上委員

この10番の論点が、今まで、養成段階の修了を確認するための試験という制度の議論をしてきた中で、唐突に出てきた感があります。要するに、新任に対する資格はまだ定められないので、研修をもって知識や能力を担保していきたいという趣旨が見えるような表現を盛り込んだ方がいいと思います。

○野田座長

そうですね。多分そういう気持ちもあって入っていると考えていいと思いますが、余り見えない形になっていますので、見えるような形で文言をはっきりさせたいと思います。それでは、今皆様

から頂いた御意見を文言にまとめて小委員会に報告したいと思います。

最後の11番、日本語教師の資格の社会的な位置付けについてです。まず、事務局から説明をお願いいたします。

○増田日本語教育専門職

11番については二つ御意見を頂いております。資格の社会的な位置付けですが、国内外で増加する日本語学習者に質の高い日本語教育を行っていく必要があることから、公認日本語教師は、専門性を担保する公的な資格とする必要があるのではないかと。

二つ目です。日本社会におけるコミュニケーションの基盤となる日本語教育の充実を図ることは、我が国の社会の安定、活力につながるとともに、国際競争力の強化にも資するものであり、極めて重要であることから、日本語教育に従事する者の一定の専門性を担保することは、日本社会にとって必要不可欠なものである。国内外を問わず、多様な業界にわたり専門家としての日本語教師の活躍が期待されていることから、公的な資格とすることが適当ではないかと。

以上でございます。

○野田座長

はい、ありがとうございます。これについて御意見頂きたいと思います。いかがでしょうか。はい、井上委員。

○井上委員

ここに書かれていること自体は全く賛成なのですが、どちらかというと、生活者としての外国人に対する日本語教育という視点が強いのではないかとという印象です。現在、留学生政策ということ考えた場合に、この日本語教師の資格が公的なものであるべきであるという、その理由を考えてみたのですが、日本の留学生政策においても、やはり日本語教育の充実・推進というのは非常に重要なものであると。今、政府が推進している留学生の就職、高度人材の日本での就職を促進すること、あるいは高等教育機関への進学準備教育を担う、そういう面で日本語学校というのは教育の質を図っていかないといけないわけですね。そこで働く日本語教師にも相応の専門性が求められて、それが国のこの資格によって担保されていくべきだというようなことが、留学生政策の観点から盛り込まれるといいのではないかと思います。

○野田座長

はい、ありがとうございます。今の点については皆さんも同じ御意見と考えてよろしいですね。この文言からはその辺りが見えにくいということでしたので、盛り込むようにさせていただきます。

ほかに、いかがでしょうか。これについては確認としまして、この資格は「公的」など今まで言ってきたのですが、国が認定する国家資格かどうかということろまでは、議論は表立ってはしていませんでしたので、ここで確認しておきたいと思います。国家資格ということで進めてよろしいですか。はい。では、そのように報告に盛り込む形にさせていただきます。はい、神吉委員。

○神吉委員

業務独占ではなく、名称独占ということも盛り込む必要があると思います。

○野田座長

そうです。これは国家資格といっても、この資格がない人はその業務ができないというものではないという名称独占ですから、公認が付かない日本語教師としての仕事をされるのは別に阻まない資格だということですね。

ほか、この点に関して、11番に関して何かありましたらお願いいたします。駆け足になりましたが、おかげさまで最後の議題まで進めることができました。ありがとうございました。

それでは、本日の議論を踏まえまして、事務局の方で資料をまとめていただき、9月20日の日本語教育小委員会に報告したいと思っております。今日時間がなくて意見が出せなかったということがありましたら、早目にお知らせいただければと思います。それで、最終的な報告案については座長に御一任いただければと思います。

本日でワーキンググループは最後になりますが、非常にスケジュールがタイトな中、皆さんお忙しいのに、ここまで毎回活発な議論をしていただきまして本当にありがとうございました。これからもいろいろ御協力いただくことがあると思いますが、どうぞよろしくをお願いいたします。

終了の時間が近付いていますので、事務局から、文化庁の来年度概算要求に関して説明をお願いできればと思います。

○津田日本語教育専門官

参考資料5「令和2年度文化庁の日本語教育関連概算要求の概要」の説明をさせていただきます。

昨年12月に関係閣僚会議で決定されました「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」の早期実施・展開、また6月28日に公布・施行されました日本語教育推進に関する法律に基づいて施策を実施していく必要があるという現状です。

このため、文化庁国語課では、2つの大きな施策を充実させていきたいと考えております。

(1)が、日本語教育の全国展開・学習機会の確保です。今年度から始めております都道府県・政令市が日本語教育環境の強化するための体制づくりを推進する事業を更に実施していきたいと考えております。また、日本語教室が開催されていない空白地域に居住する外国人に生活に関する日本語を学ぶ機会を提供するために、インターネットを活用した日本語学習教材を今年度から開発します。来年度も引き続き開発・提供していきたいと考えております。

本ワーキングが関係するのは(2)の方で、日本語教育の質の向上です。こちらは資料の2枚目を御覧いただければと思います。平成31年3月に日本語教育小委員会がとりまとめた「日本語教育人材の養成・研修の在り方について」の報告において、教育内容やモデルカリキュラムを示されました。現在、この報告に基づいて現場で適用する実践的なカリキュラムを開発しているところで、日本語教師になる方を対象とした養成カリキュラム開発と、現職日本語教師の研修カリキュラム開発は従来から実施しているものです。それに加えて、人材養成が喫緊の課題である7分野において、現職日本語教師の研修カリキュラムで開発したものを活用して、全国の6ブロックで研修を実施する普及事業を実施していきたいと考えております。また、同報告書で日本語教師の養成に求められる「必須の教育内容」のうちいくつかの専門科目については大学で実施することが困難という声がありますので、文化庁の委託事業で、大学間で単位認定が可能な放送・通信による授業を開発していきたいと考えております。さらに、日本語教師の資格について骨格を審議会でもとめていただきいた後に、詳細について検討が必要なもの、例えば更新研修などについては、来年度、調査研究という形で検討していきたいと考えております。

今年度の日本語教育関係の予算総額は約8億ですが、来年度は約9億6,000万円の概算要求を行っております。予算確保に努めてしっかりと取り組んでいきたいと考えております。

説明は以上です。

○野田座長

ありがとうございました。今日でワーキンググループは終わりになりますので、最後に委員の皆様から、一言ずつお言葉を頂ければと思います。

○浜田委員

この時代の節目の非常に大事なワーキングにかかわることができて、非常に有難かったと思っています。ただ、これで終わりではないので、まだ今後も中身の検討に向けて議論を続けていっていただきたいと思っています。ありがとうございました。

○戸田委員

昨年の骨太の方針の発表以来、日本語教育が大きく動いている中、この議論のメンバーに加われたことは、光栄なことです。しかし、一方で非常に難しく、重大な意見を述べていることに大きな責任を感じてきました。そして、何よりこの短い期間で決めていかなければならないということへの重責を感じつつここに出席しておりました。ただ、浜田委員がおっしゃったように、やはり委員全員が、日本語を母語としない方々を取り巻く様々な問題を考え、日本語教師はどうあるべきかを真剣に考えていることは間違いないことですので、今後よい方向に進んでいけばと思っています。ありがとうございました。

○辻委員

私も協力者としてここに入れていただきまして、初めての経験と申しますか、現場で仕事をする、どちらかというと今あるものを受け入れて仕事をするという観点で仕事をして参りましたが、今回、今後を考えてどう制度を決めていくかという立場で物を見ることになり、自分の足りない部分にも改めて気づくと同時に、日本語教育の将来を考えたとき、様々な課題があることにも気付きました。このような会議の場で物事を決めていくことの大切さ、決め方なども、まだ入口に立たせていただいただけで、よく分かっているとは自分では思っていません。ただ、貴重な時間を頂いて、貴重なテーマについて意見を述べさせていただきまして、大変有難かったと思っています。ありがとうございました。

○神吉委員

いろいろとここでの議論を行うに当たって考えたこと、調べたこと等々で大変勉強になりましたし、制度を作るのは非常に難しいと思っています。制度として出来上がったときに、よりよい形になればいいなと思います。ありがとうございました。

○小林委員

私もたくさんの方のことを考えたり調べたりする機会を頂きましてありがとうございます。日本語教育は一生懸命ではやってきたと思うのですが、例えば学内でほかの分野の人たちと話していると、何も知られていない。だから、日本語教育という専門性があるかどうかというのは、決めるのは実は私たちじゃなくて、私たちの外側の人に認められて初めて専門職になるのかなという気がしますので、そういう意味で公的資格が出来るということはその一歩なのかなと思っています。これからもよろしく願いいたします。

○井上委員

30年余りこの業界にいまして、日本語教育の大切さというのをずっと思ってきました。その中で、日本語教師の地位の向上を何とかもつと図れないかという思いでずっと過ごしてきましたので、この委員会ですべてのことが発言できて、本当にありがたいチャンスを受けたと思っています。ありがとうございました。

○野田座長

ありがとうございます。私の方からは皆さんにとにかく感謝ということで、どうも本当にありが

とうございました。

それではこれで第4回日本語教育能力の判定に関するワーキンググループを閉会いたします。本当にこれまでありがとうございました。

○高橋国語課長

座長の野田先生をはじめ先生方におかれましては、非常にタイトなスケジュールにも関わらず、大変濃密な御議論を頂きましたことに、感謝を申し上げたいと思います。改めて申すまでもなく、日本語教育については世の中から注目をされる政策領域になってございます。予算も今のところは一応順調に伸びているということで、日本語教育人材養成・研修事業についても多くの予算要求しているところでございます。私ども日本語教育政策を仕事としている者以外の人たちも、日本語教育については少しずつですが重要性が浸透している状況にあると私も実感しております。そういった意味で、このワーキンググループ、この上の小委員会での御議論が脚光を浴びると思いますので、私どもも、まとまっていくこの報告書をベースにしてそれを実現していくために様々な努力を積み重ねてまいりたいと思っております。委員の皆様方、本当に濃密な御議論を頂きましてありがとうございます。最後に感謝を申し上げて御挨拶としたいと思います。どうもありがとうございました。

○野田座長

どうもありがとうございました。これで閉会とさせていただきます。